

# 求職者からの直接応募を受け付ける ハローワークインターネットサービス「オンライン自主応募」のご案内

## 「オンライン自主応募」とは

「オンライン自主応募」は、ハローワークインターネットサービスに掲載した求人に対して、求職者がハローワークを介さずにマイページを通じて直接応募することをいいます。

## オンライン自主応募の流れ

### 1 オンライン自主応募の設定方法と注意点

「オンライン自主応募の受付」は、求人ごとに設定できます。設定は「求人区分等登録」ページの「求人情報・事業所名の公開範囲」で行います。

- ※ 「ハローワークの求職者」には、ハローワークの利用者とオンライン自主応募のためにオンライン上でのみ求職登録している者を含みます。
- ※ 令和3年9月21日更改時点で有効中の求人は「オンライン自主応募を受け付けない（ハローワーク紹介に限る）」に自動設定されています。オンライン自主応募を受け付ける場合は、求人者マイページから変更できます。
- ※ 労働者派遣事業所や請負事業所からの求人で、就業先事業所を明示できない求人については、オンライン自主応募を受け付けることはできません。

**公開希望**

- 1. 事業所名等を含む求人情報を公開する
- 2. ハローワークの求職者に限定し、事業所名等を含む求人情報を公開する
- 3. 事業所名等を含まない求人情報を公開する
- 4. 求人情報を公開しない

**オンライン自主応募の受付**

- オンライン自主応募を受け付ける
- オンライン自主応募を受け付けない（ハローワーク紹介に限る）

**必須**

オンライン自主応募に関する注意文

- 「オンライン自主応募」とは、求職者マイページを開設する求職者が、求職者マイページから求人者マイページを通じて求人に直接応募する方法をいいます。
- 「オンライン自主応募」は求職者の自主的な求職活動であり、ハローワークの職業紹介を介さない応募方法となります。
- 求職者からのオンライン自主応募は、職業紹介に当たらないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする特定求職者雇用開発助成金等は対象とはなりません。
- オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等については当事者同士で対応することになります。

上記の注意文を確認し、内容に同意します。

① 「1. 事業所名等を含む求人情報を公開する」「2. ハローワークの求職者に限定し、事業所名等を含む求人情報を公開する」のどちらかを選択してください（他の選択肢は、オンライン自主応募を受け付けられません）

② 「オンライン自主応募を受け付ける」を選択してください

③ 「オンライン自主応募に関する注意文」を読み、「注意文を確認し、内容に同意します」にチェックしてください

「オンライン自主応募に関する注意文」には以下の内容が記載されています。必ずお目通しください。

### オンライン自主応募に関する注意文

- ・ 「オンライン自主応募」とは、求職者マイページを開設する求職者が、求職者マイページから求人者マイページを通じて求人に直接応募する方法をいいます。
- ・ 「オンライン自主応募」は求職者の自主的な求職活動であり、ハローワークの職業紹介を介さない応募方法となります。
- ・ 求職者からのオンライン自主応募は、職業紹介に当たらないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする**特定求職者雇用開発助成金等は対象とはなりません。**
- ・ オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等については当事者同士で対応することになります。

※ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金：特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金

### 応募書類の受け付けに関する注意点

オンライン自主応募では、マイページを通じてオンラインで応募書類データを受け取ることもできます。その場合は、求人申し込み時に、「応募書類等」欄（右図）の「求職者マイページからの登録」にチェックをします。

**必須**

送付方法  
 郵送  Eメール  その他  
 郵送、Eメール、その他から1つ以上は必ず選択してください。

求職者マイページからの登録（任意）  
 求職者マイページからの登録  
 求職者マイページからの登録

その他の送付方法 主頁は文字以内

## 2 オンライン自主応募があった場合の流れと注意点

- ①求職者が求人に応募すると、求人者マイページに応募通知（オンライン自主応募）が届きます。
- ※ ハローワークからの連絡はありません。オンライン自主応募を受け付ける場合、求人者マイページを定期的に確認してください。



- ②応募者管理画面の応募者の一覧から、該当する応募者名をクリックし、志望動機や応募書類等を確認します。

- ※ 応募書類は、以下の時点で求人者マイページから自動的に削除されます。
  - ・ 求職者が応募を取り消した時点
  - ・ 求人者マイページに選考結果を登録した時点
  - ・ 求人無効後3か月後の月末（例：6月中に求人無効になった場合は9月末）が経過した時点
- ※ 応募書類をダウンロード・印刷した場合は、求人票に記載した方法に従って適切に処分等をしてください。

全て選択	選考状況	応募者	マイページ 開示の有無	応募方法	紹介・応募日	選考結果 登録日
	選考中	明日 花子	あり	オンライン自主応募	年29月29日	9999年29月29日

応募者名をクリック



- ③求人者マイページのメッセージ機能を使い、速やかに応募者に連絡をとり、面接日時の取り決め等を行ってください。

- ※ 応募後24時間以内であれば、求職者は求職者マイページから応募を取り消すことができます。応募が取り消された場合、求人者マイページにその旨が通知されます。
- ※ 24時間を過ぎて応募を取りやめる場合は、応募者がメッセージや電話等で連絡をすることになっています。この場合は、求人者マイページでの選考結果の登録が必要です。「採用しなかった理由」は「8 本人から応募辞退の連絡があった」を選択してください。



- ④応募者の採用選考を行います。

- ※ 能力・適性に基づいた公正な採用選考をお願いします。
- ※ オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は、当事者同士で対応することが原則ですが、応募者から、ハローワークインターネットサービスで公開している求人の内容が、実際の求人条件と違う旨の申し出があった場合、ハローワークから事実確認をする場合があります。



- ⑤応募者に選考結果を通知するとともに、求人者マイページで選考結果を入力します。

- ※ 選考終了後は、速やかに応募者に選考結果を連絡するとともに、求人者マイページで選考結果を登録してください。
- ※ 求人者マイページから選考結果の登録ができるのは、求人無効後3か月後の月末までです。応募者とのマイページ上のメッセージのやりとりができるのも、求人無効後の3か月後の月末までです（選考結果の登録後はできません）。マイページからの登録期限が過ぎた場合は、ハローワークに電話等で連絡してください。

### 求人者マイページの詳しい操作方法「求人者マイページ利用者マニュアル」

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/kyuujin\\_mp\\_manual\\_202103.pdf](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/kyuujin_mp_manual_202103.pdf)

### ハローワークインターネットサービスや求人者マイページの操作方法に関するお問い合わせ

電話 0570-077450 受付日時：月曜～金曜 9:30～18:00（年末年始、祝日除く）

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール [helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp](mailto:helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp)